

長崎市物品調達等制限付一般競争入札実施要綱

平成20年7月11日
告示第532号

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、本市が発注する製造の請負並びに物品の購入及び借入れ並びに業務委託（建設工事に係るものを除く。以下同じ。）（以下「物品調達等」という。）の契約を、地域要件等の条件を付した一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の方法により締結するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 制限付一般競争入札の方法により締結する物品調達等の契約（以下「対象契約」という。）は、原則として本市が競争入札の方法により発注する全ての物品調達等の契約とする。

(入札参加資格)

第3条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定により定める制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号。以下「規則」という。）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和63年12月1日施行）第11条に規定する有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、市長が必要と認めるときは、長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和55年8月1日施行）に規定する有資格業者名簿に登録されている者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成

24年長崎市告示第85号)の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領(平成16年長崎市告示第305号)及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱(平成24年長崎市告示第829号)の規定による入札参加制限措置の期間中でない者であること。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者(更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者(建設工事に係る有資格業者にあつては、更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、その審査を経て有資格業者として認定された者に限る。)を除く。)でないこと。
- (5) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 同一入札に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (7) 対象契約ごとの業務の履行能力がある者であること。

2 市長は、前項に定めるもののほか、次の各号に定める事項に係る入札参加資格を定めることができるものとする。

- (1) 地域区分
- (2) 業務の履行について必要な法令等に基づく許認可
- (3) 同種業務の履行実績
- (4) 配置予定の資格者
- (5) その他市長が必要と認める事項

第4条 削除

(入札参加申請)

第5条 制限付一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、当該制限付一般競争入札の公告日の翌日から起算して7日以内に、制限付一般競争入札参加申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要があると

認めるときは、申請書の提出期限を短縮し、又は延長することができる。

- 2 規則第11条の規定による電子入札（以下単に「電子入札」という。）を行う場合は、申請書に代えて制限付一般競争入札の参加申請に必要な事項（以下「入札参加申請事項」という。）を電子的方式により作成し、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、対象契約の規模、内容等により必要と認められる場合には、市長が必要と認める書類（以下「添付書類」という。）を申請書に添えて提出させることができる。
- 4 前3項の申請に係る費用は、入札参加希望者の負担とし、提出された申請書及び添付書類は、返却、公表及び無断での他の用途への使用は行わないものとする。

（入札参加資格の確認）

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、入札参加資格の有無について確認を行い、当該入札参加資格を有しないと認めた者については、制限付一般競争入札参加資格確認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、第5条第2項の規定により入札参加申請事項の提出があったときは、入札参加資格の有無について確認を行い、その結果を入札参加希望者に対し、電子情報処理組織により通知するものとする。

（仕様書等の周知）

第7条 市長は、入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）に対して、対象契約に係る仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）を複写して交付する等の方法により周知を図るものとする。

- 2 入札参加資格者は、仕様書等について疑義があるときは、市長に対し説明を求めることができる。

（現場説明）

第8条 対象契約については、現場説明は実施しないものとする。ただし、対象契約の内容等により、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（入札の方法）

第9条 入札の方法は、電子入札以外の入札を行う場合は、会場入札又は郵便入札とする。

2 市長は、電子入札及び郵便入札については、入札書（電子的方式により作成されたものを含む。）の受領期限を定めなければならない。

（入札回数等）

第10条 入札の執行回数は2回（予定価格を事前に公表する場合にあっては、1回）を限度とし、落札者がいないときは、制限付一般競争入札は取りやめるものとする。

（最低制限価格の設定）

第11条 市長は、業務委託に係る対象契約のうち市長が別に定める基準に該当する案件を入札に付そうとするときは、最低制限価格を設けるものとする。

（入札の無効）

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とするものとする。

- (1) 申請書（第5条第2項の規定により提出された入札参加申請事項を含む。）又は添付書類において虚偽の記載があった者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者（入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。）のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (3) 予定価格を事前に公表する入札の場合において、予定価格を上回る価格での入札
- (4) 最低制限価格未満の価格での入札
- (5) 入札金額を訂正した入札
- (6) 入札金額が確認できない入札
- (7) 電子入札による入札において、規則第11条の規定による提出がなされていない入札
- (8) 規則第12条の規定に該当する入札
- (9) 本市所定の入札書を使用しない入札
- (10) 再度入札する場合において、初回入札に参加しなかった者のした入札
- (11) その他市長が別に定める要件に該当する入札

（入札結果の公表）

第13条 市長は、制限付一般競争入札を実施したときは、その入札結果を公表するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成20年7月11日告示第532号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成21年3月2日告示第100号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日告示第164号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市物品調達等制限付一般競争入札試行要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の公告に係る入札から適用し、同日前の公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年1月19日告示第25号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

2 改正後の長崎市物品調達等制限付一般競争入札実施要綱の規定は、平成22年4月1日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結される契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年1月28日告示第44号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市物品調達等制限付一般競争入札実施要綱の規定は、平成23年4月1日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結される契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年8月17日告示第567号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市物品調達等制限付一般競争入札実施要綱第10条及び第12条第3号の規定は、平成24年10月1日以後の公告に係る制限付一般競争入札から適用し、同日前の公告に係る制限付一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年2月24日告示第112号)

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成26年7月7日告示第462号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成27年10月9日告示第639号) 抄

(施行期日)

1 この要領は、告示の日から施行する。

附 則 (平成28年3月10日告示第128号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成30年3月15日告示第133号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和元年9月25日告示第571号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月30日告示第646号)

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月10日告示第13号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月6日告示第197号)

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月30日告示第535号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年10月30日告示第606号)

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和３年４月５日告示第３１７号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和８年３月３日長崎市告示第１１６号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の次に掲げる要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

- (1) 長崎市優秀工事表彰要綱
- (2) 長崎市建設工事等制限付一般競争入札実施要綱
- (3) 長崎市物品調達等制限付一般競争入札実施要綱
- (4) 長崎市プロポーザル方式実施要綱
- (5) 長崎市オープンカウンタ実施要綱
- (6) 長崎市元請・下請関係適正化指導要綱

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

（あて先）長崎市長

入札参加希望者

住 所

商 号

代表者

制限付一般競争入札参加申請書

次の案件に係る入札に参加したいので、長崎市物品調達等制限付一般競争入札実施要綱第 5 条の規定により申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1 公 告 日 年 月 日

2 件 名

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

商 号
代表者 様

長崎市長

制限付一般競争入札参加資格確認通知書

年 月 日付の制限付一般競争入札参加申請書により申請がありました物品調達等に係る制限付一般競争入札参加資格について、次のとおり確認しましたので通知します。

公 告 日	年 月 日	
件 名		
制 限 付 一 般 競 争 入 札 参 加 資 格	無	
	入 札 参 加 資 格 が 不 足 と 認 め た 理 由	